

平成29度新規事業一覧表

No	名称	通称	概要	担当課	上位計画による実施等 (市or国)	実施の市民参加の手法					工夫した点等
						審議会	パブリックコメント (提出された意見数)	意見交換会 (参加人数)	公聴会 (参加述べ人数)	政策提案	
1	流山市コミュニティ・ホームの設置及び管理に関する条例の一部改正について	第1コミュニティ・ホームを廃止するための条例改正	第1コミュニティ・ホームを含む3コミュニティ・ホームは、八木南地区モデルコミュニティ事業として昭和46年に自治体のモデルコミュニティとして整備された施設であるが、建築後約40年が経過しており、老朽化が進み、市民に提供する環境が十分とはいえない状況にある。そこで、コミュニティ・ホームの今後の方向性について、平成26年9月より、各コミュニティ・ホームの利用者等で組織される八木南地区コミュニティ・ホーム対策委員会と協議の結果、第1コミュニティ・ホームを平成31年3月に廃止するものである。	コミュニティ課	市単独		平成29年12月上旬から下旬	平成29年4月～12月			
2	流山市高齢者支援計画	流山市における高齢者保健福祉施策、介護保険事業の在り方を示す計画を策定	平成30年度から平成32年度までの3か年における高齢者保健福祉施策、介護保険事業の在り方を示す計画を策定する。 少子高齢化や核家族化の進展、災害発生時の助け合いなど課題に対して、「自助・公助・共助」の視点で整理し地域全体で福祉活動を推進できる環境づくりを進める いつまでも元気で暮らせるまちづくり、安心して利用し続けられる制度など、持続可能性のある仕組みの在り方を検討する。	社会福祉課	市単独	流山市福祉施策審議会	平成29年11月～平成29年12月				アンケート調査 (平成29年2～3月)
3	流山市障害福祉計画	障害を持った方の「完全参加と平等」について具体的な目標を定める計画の策定	平成30年度から平成32年度までの3か年における障害者の社会参加に向けた環境整備と平等な社会づくりを示す計画を策定する。	社会福祉課	市単独	流山市福祉施策審議会	平成29年11月～平成29年12月				アンケート調査 (平成28年12月)
4	子どもをみんなで育む計画～流山市子ども・子育て支援総合計画～	子どもをみんなで育む計画の中間の見直しについて	本計画は、平成27年度から平成31年度の5か年計画であるが、子ども・子育て支援の更なる充実のために、中間年度にあたる平成29年度に計画の見直しを行うもの。 子どもの最善の利益が実現され、すべての子どもが健やかに育ち、地域社会全体で子育てを支援を推進する。 保育所や学童クラブ等の量の見込を算定し、それに対応できる確保方を設定していきます。	子ども家庭課	市単独	流山市子ども・子育て会議	平成29年10月～平成29年11月				アンケート調査 (平成29年1～2月)
5	流山市一般廃棄物処理基本計画の策定	流山市一般廃棄物処理基本計画の策定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、本市から発生する一般廃棄物の処理について、長期的・総合的視点に立った基本となる事項を定める。および10年ごとの策定。	クリーンセンター	市単独	流山市廃棄物対策審議会	平成30年度9月頃				
6	流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正	家庭廃棄物及びその他一般廃棄物の手数料の改定	流山市一般廃棄物処理手数料の種類のうち、家庭廃棄物及びその他一般廃棄物の手数料を改定するもの	クリーンセンター	市単独	流山市廃棄物対策審議会	平成29年6月				
7	流山市下水道事業経営戦略策定事業	下水道事業の経営に必要な戦略（投資計画、財源計画）の策定	下水道事業経営戦略は、下水道使用料等の下水道事業が受ける収入と下水道管きよの布設・更新等に必要事業を行うための支出について、それぞれバランスが取れるように調整して策定する10年程度の中長期の期間を計画期間とする下水道事業の経営に係る計画です。この経営戦略を策定するために、専門的な知識や技術が必要とするため、専門的知識を有する業者に業務委託し、議会や市民の皆様様に説明しながら策定します。	上下水道局経営業務課	市単独	流山市上下水道事業運営審議会	平成29年12月～平成30年1月				
8	流山市火災予防条例の一部を改正する条例（案）	消防用設備未設置等の建物に関する情報の公表	建物を利用する市民が、自ら利用する建物の危険性に関する情報を入力し、その建物の利用について判断できるよう、消防が立入検査の際に確認した重大な消防法令違反を流山市ホームページへの掲載により公表する制度です。 ★1 公表の対象となる建物・・・映画館、飲食店、物販店、ホテル、病院等の多数の人が出入りする建物や、社会福祉施設等の自力で避難をする事が難しい方が利用する建物です。 ★2 重大な違反とは・・・屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備の設置義務がある建物で、設備が設置されていない建物又は設置されていても、維持管理が不適切で主たる機能が喪失している建物です。 ★3 主たる機能が喪失とは・・・機能不良程度が著しく、本来の機能が損なわれている状態のものです。 ★4 公表内容・・・①建物の名称、②建物の所在地、③違反の内容です。	予防課	市単独		平成29年10月4日(火)～11月3日	平成29年10月15日			